

令和4年度

外国人の子供の就学状況等調査結果の概要

令和5年4月

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社パデコが実施した令和4年度「外国人の子供の就学状況等調査事業」の成果をとりまとめたものです。

外国人の子供の就学状況等調査結果の概要

令和 5 年 4 月
文部科学省総合教育政策局
国際教育課

調査基準日

令和 4 年 5 月 1 日を基準日としている。

調査実施期間

令和 4 年 6 月 15 日～令和 4 年 9 月 30 日

調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。

調査方法

都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を发出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。回答はオンライン調査票（Questant）もしくはエクセル調査票で回収。

主な調査項目

1. 就学状況の把握
 - ・ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
 - ・ 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
 - ・ 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況
2. 就学促進の取組
 - ・ 外国人の子供に関する転入等の情報の取得
 - ・ 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況
 - ・ 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況・記載言語
 - ・ 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
 - ・ 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
 - ・ 就学案内の送付状況・記載言語
 - ・ 就学促進に係る支援の実施状況
 - ・ 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況
3. 各種規定の整備状況
 - ・ 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
 - ・ 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況
4. その他
 - ・ 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

※本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。

1. 就学状況の把握

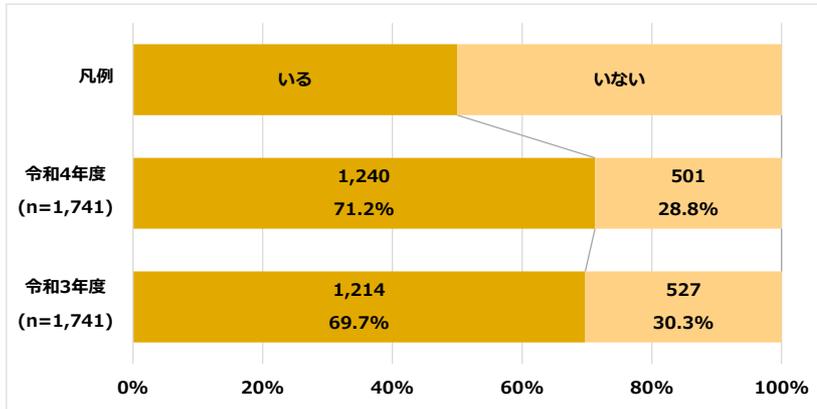
調査結果

1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

※2021年5月1日を回答基準日としている。

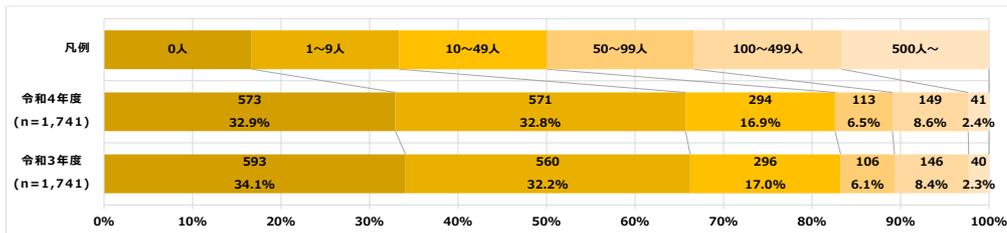
<人数合計>	小学生担当	中学生担当	合計
令和4年度	96,214	40,709	136,923
令和3年度	93,474	39,836	133,310

<外国人の子供の有無別 地方公共団体数>

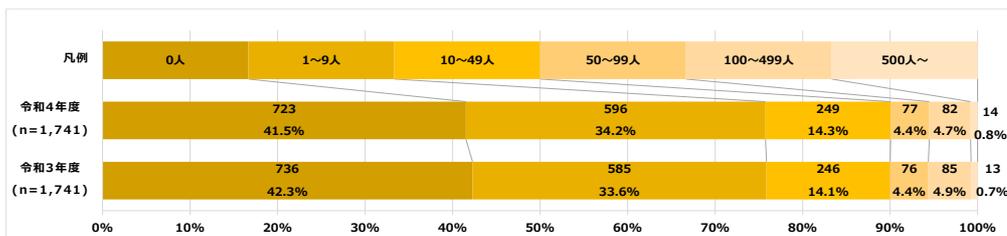


<外国人の子供の人数区分別地方公共団体数>

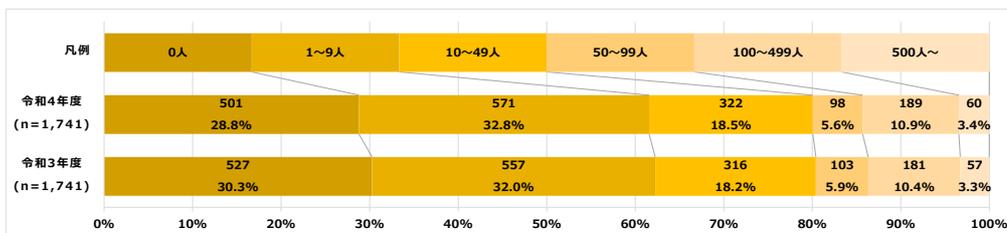
(小学生相当)



(中学生相当)



(小学生相当・中学生相当 計)



1. 就学状況の把握

1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

【結果を見る上での留意点】

- * 1 調査基準日時時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したものではない。
- * 2 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無にかかわらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- * 3 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- * 4 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含んでいる。
- * 5 表の各区分については以下のとおり。
 - ① 義務教育諸学校：国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
 - ② 外国人学校：専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
 - ③ 不就学：義務教育諸学校、外国人学校のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。地域の日本語教室等に通っていても、義務教育諸学校、外国人学校に在籍していない場合はこれに含む。
 - ④ 出国・転居：就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
 - ⑤ 就学状況確認できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の確認を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の確認を試みていない者は含まない）。
 - ⑥ 1-1 計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、* 2・3 等により、本設問と設問 1-1 を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。
 - ⑦ 「***」は回答可能性がない箇所を示す。

(令和 4 年度)

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校					
小学生相当 合計人数	82,302	6,275	525	2,351	4,348	95,801	413
構成比(%)	85.9	6.6	0.5	2.5	4.5	100.0	
中学生相当 合計人数	33,986	2,905	253	921	2,327	40,392	317
構成比(%)	84.1	7.2	0.6	2.3	5.8	100.0	
合計人数	116,288	9,180	778	3,272	6,675	136,193	730
構成比(%)	85.4	6.7	0.6	2.4	4.9	100.0	

(令和 3 年度)

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	①～⑤ 計	⑥(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校					
小学生相当 合計人数	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
構成比(%)	85.2	5.7	0.5	2.4	6.3	100.0	
中学生相当 合計人数	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
構成比(%)	83.3	6.7	0.6	2.4	7.0	100.0	
合計人数	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
構成比(%)	84.6	6.0	0.5	2.4	6.5	100.0	

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、8,183 人となる(さらに④を加えると 11,455 人)。④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

1. 就学状況の把握

<都道府県（指定都市を含む）・指定都市別の状況>

	就学				③不就学		④転居・出国（予定含む）		⑤就学状況 把握できず		①～⑤計		⑥（参考）住民基本台帳の人数（Q3）との差	
	①義務教育諸学校		②外国人学校											
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
北海道	733	698	8	21	19	13	43	14	31	62	834	808	1	0
青森県	90	91	4	2	0	0	3	4	0	0	97	97	0	0
岩手県	99	96	3	3	1	4	3	5	6	4	112	112	0	0
宮城県	438	419	0	0	5	5	5	5	0	0	448	429	103	72
秋田県	83	64	0	0	0	4	5	3	2	0	90	71	0	0
山形県	118	121	0	0	1	1	1	5	0	0	120	127	0	0
福島県	324	297	2	1	3	3	6	6	2	4	337	311	0	0
茨城県	3,356	3,141	62	59	31	109	56	45	237	58	3,742	3,412	0	94
栃木県	1,991	1,892	53	64	7	3	47	27	43	62	2,141	2,048	0	0
群馬県	3,519	3,495	200	200	9	71	47	41	31	100	3,806	3,907	193	57
埼玉県	10,572	9,928	242	240	49	38	433	408	126	217	11,422	10,831	43	15
千葉県	7,956	7,377	93	82	118	47	175	260	118	188	8,460	7,954	273	405
東京都	19,396	18,661	3,841	3,395	48	104	960	794	2,661	3,657	26,906	26,611	39	109
神奈川県	11,091	10,524	987	312	21	12	154	135	1,054	1,723	13,307	12,706	-6	11
新潟県	493	460	2	2	8	3	8	13	4	3	515	481	0	0
富山県	848	808	1	2	23	4	16	37	4	8	892	859	0	0
石川県	462	429	1	1	1	9	16	9	0	0	480	448	5	0
福井県	435	431	0	0	2	0	12	12	0	0	449	443	0	0
山梨県	752	750	31	32	3	2	16	16	7	10	809	810	0	7
長野県	1,472	1,501	43	64	8	3	37	35	1	8	1,570	1,611	0	0
岐阜県	3,346	3,246	157	208	69	47	82	73	44	36	3,698	3,610	0	0
静岡県	5,820	5,772	556	600	106	68	176	370	136	63	6,794	6,873	0	5
愛知県	15,882	15,660	897	721	90	32	347	207	464	791	17,680	17,411	78	42
三重県	3,468	3,380	186	188	6	6	78	80	3	9	3,741	3,663	0	-5
滋賀県	1,742	1,762	176	133	0	0	19	16	6	17	1,943	1,928	0	0
京都府	1,350	1,345	213	221	2	1	149	142	23	20	1,737	1,729	0	0
大阪府	8,077	7,843	155	111	3	5	100	67	1,302	1,154	9,637	9,180	-1	2
兵庫県	3,603	3,491	860	848	21	21	75	84	103	146	4,662	4,590	0	0
奈良県	449	430	8	4	4	2	25	23	1	3	487	462	0	0
和歌山県	142	115	31	29	0	0	1	0	0	0	174	144	0	0
鳥取県	105	101	2	1	6	3	4	6	0	0	117	111	0	0
島根県	318	287	0	0	1	0	6	7	0	1	325	295	0	0
岡山県	687	678	62	56	3	6	44	48	1	6	797	794	0	0
広島県	1,904	1,846	75	62	2	2	35	46	56	76	2,072	2,032	0	0
山口県	354	333	5	11	2	0	7	13	29	24	397	381	0	0
徳島県	145	131	0	0	0	0	1	2	0	0	147	133	0	0
香川県	403	433	0	0	6	0	3	13	0	4	412	450	0	0
愛媛県	223	228	7	10	2	0	7	10	1	1	240	249	0	0
高知県	67	61	0	0	1	0	0	0	0	0	68	61	0	0
福岡県	2,255	2,188	131	174	71	6	38	79	96	42	2,591	2,489	0	-14
佐賀県	125	119	0	0	0	0	1	3	0	1	126	123	0	0
長崎県	156	159	0	3	6	0	1	1	5	0	168	163	0	0
熊本県	301	291	0	0	1	1	1	10	2	0	305	302	0	0
大分県	247	255	4	2	13	3	5	3	0	0	269	263	2	0
宮崎県	118	116	0	0	0	0	5	3	0	0	123	119	0	0
鹿児島県	166	154	1	0	4	0	4	7	0	0	175	161	0	0
沖縄県	607	541	81	60	2	10	14	8	67	99	771	718	0	0
合計	116,288	112,148	9,180	7,922	778	649	3,272	3,194	6,675	8,597	136,193	132,510	730	800

	就学				③不就学		④転居・出国（予定含む）		⑤就学状況 把握できず		①～⑤計		⑥（参考）住民基本台帳の人数（Q3）との差	
	①義務教育諸学校		②外国人学校											
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
札幌市	405	405	0	0	0	0	25	8	31	51	461	464	0	0
仙台市	274	265	0	-	0	0	0	0	0	-	274	265	103	72
さいたま市	1,587	1,459	107	98	0	0	70	85	0	1	1,764	1,643	0	0
千葉市	1,480	1,436	0	0	0	0	0	0	18	8	1,498	1,444	201	388
横浜市	4,890	4,606	573	0	7	0	27	0	860	1,514	6,357	6,120	0	0
川崎市	1,950	1,821	197	141	6	5	6	39	161	157	2,320	2,163	0	0
相模原市	754	708	33	30	0	1	30	23	0	0	817	762	0	0
新潟市	171	169	2	0	4	1	4	10	4	2	185	182	0	0
静岡市	323	322	7	7	4	0	12	175	11	2	357	506	0	5
浜松市	1,846	1,864	173	172	18	12	104	127	0	0	2,141	2,175	0	0
名古屋市	4,036	3,830	324	140	27	3	120	47	37	482	4,544	4,502	0	-10
京都市	961	963	196	195	0	0	95	87	0	0	1,252	1,245	0	0
大阪市	4,250	4,190	0	0	0	0	0	0	1,155	918	5,405	5,108	0	0
堺市	657	638	0	0	0	0	17	7	34	29	708	674	-4	2
神戸市	1,534	1,476	549	543	1	0	16	11	71	105	2,171	2,135	0	0
岡山市	388	388	10	11	2	4	30	27	1	1	431	431	0	0
広島市	790	787	72	55	0	0	0	8	46	56	908	906	0	0
北九州市	355	364	48	55	0	0	12	0	10	10	425	429	0	-14
福岡市	1,282	1,232	52	95	69	0	13	56	85	32	1,501	1,415	0	0
熊本市	196	198	0	0	1	1	1	9	2	0	200	208	0	0
指定都市計	28,129	27,121	2,343	1,542	139	27	582	719	2,526	3,368	33,719	32,777	300	443

※ 「-」は、人数が全く不明な場合（該当する者の有無が不明な場合も含む）を表す。

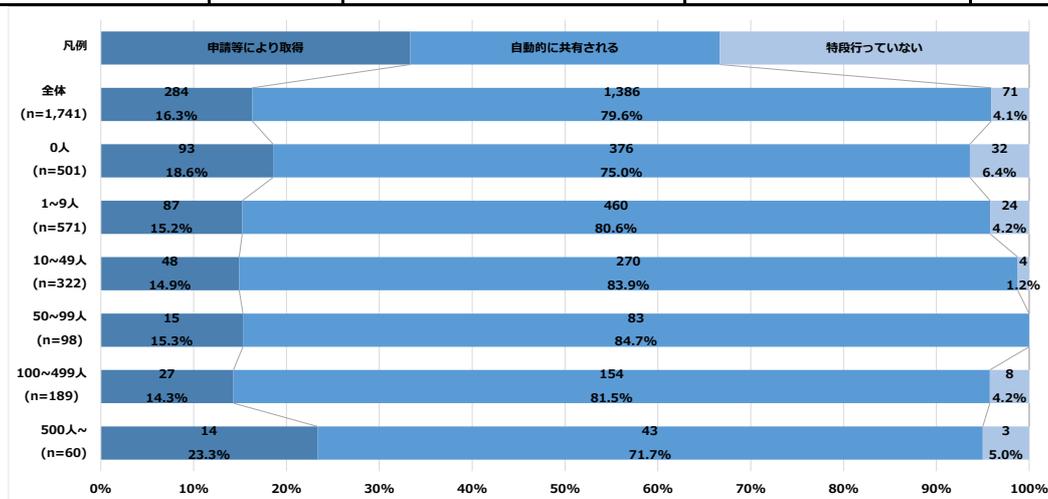
※ ⑥（参考）欄がマイナスになっているのは、P.3【結果を見る上での留意点】2・3によるものである。

2. 就学促進の取組

※2-1 から 2-14 は、調査時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答を依頼。

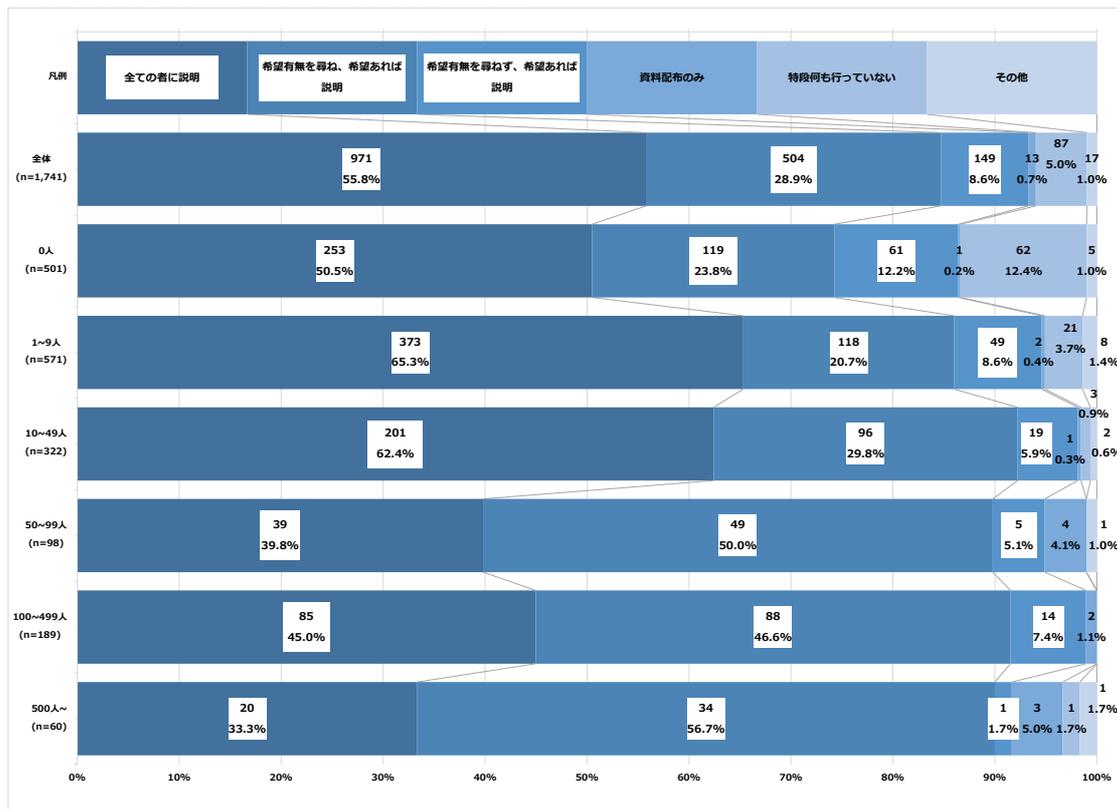
2-1. 外国人の子供に関する転入等の情報の取得

		総数(n)	住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	特段の情報取得は行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	284	1,386	71
	構成比(%)	100.0	16.3	79.6	4.1
令和3年度	地方公共団体数	1,741	309	1,355	77
	構成比(%)	100.0	17.7	77.8	4.4



※()は回答地方公共団体数。

2-2. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

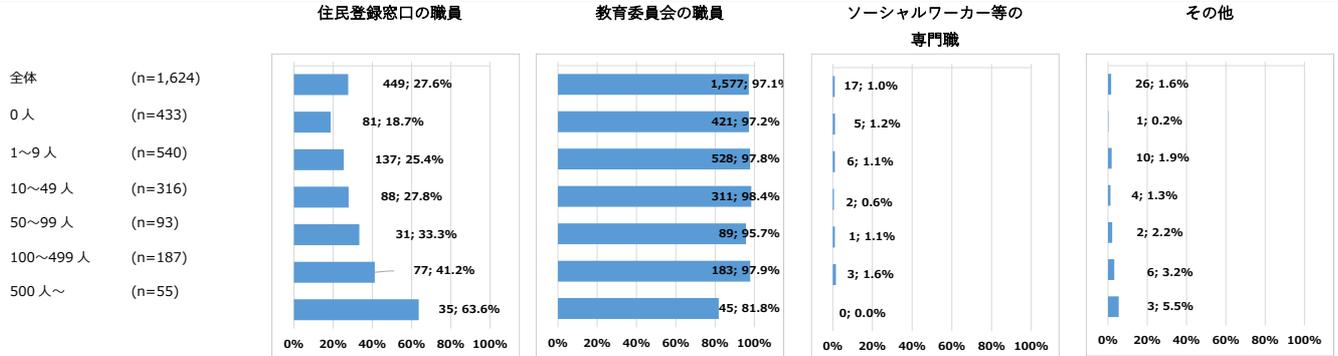


※()は回答地方公共団体数。

2. 就学促進の取組

2-3. 2-2 で就学に関する説明を行う際の説明者(2-2「行っている」を選択)

		総数(n)	住民登録窓口 の職員	教育委員会の職員	ソーシャルワーカー 等の専門職	その他
令和4年度	地方公共団体数	1,624	449	1,577	17	26
	構成比(%)	100.0	27.6	97.1	1.0	1.6
令和3年度	地方公共団体数	1,608	455	1,565	17	29
	構成比(%)	100.0	28.3	97.3	1.1	1.8



※()は回答地方公共団体数。

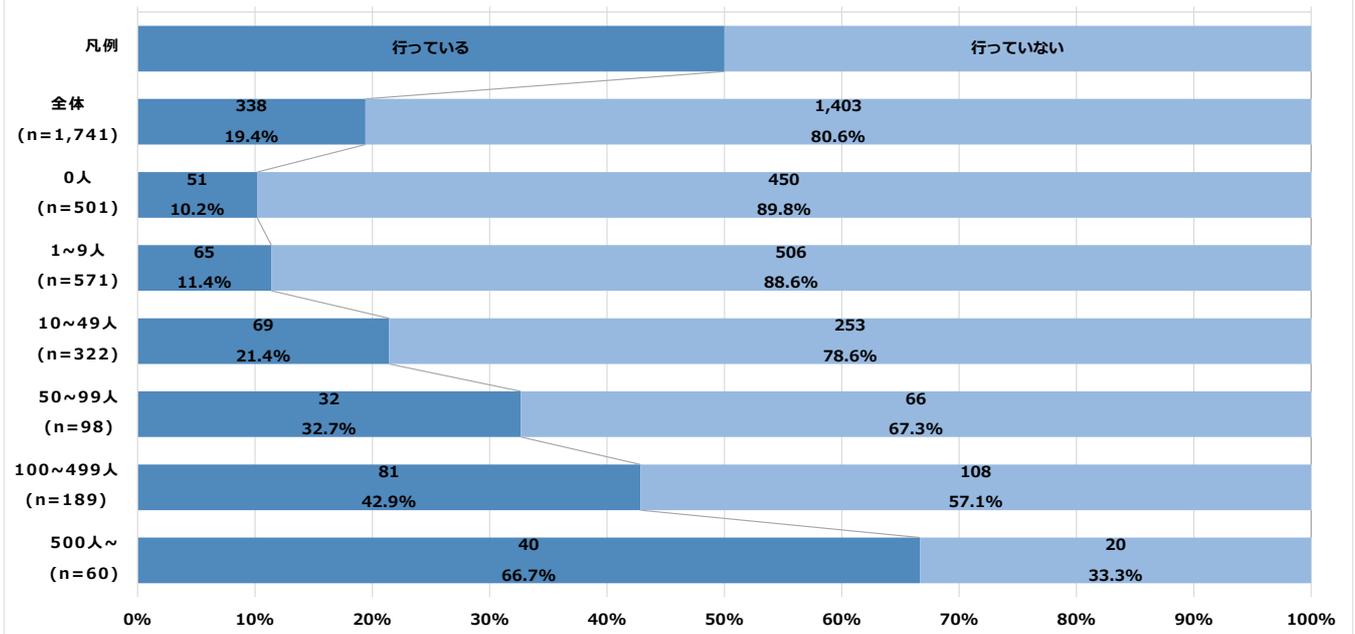
「その他」記載例：

福祉担当者／子育て支援課の職員／外国人住民支援担当の職員／多文化共生センターの職員／居住地を校区とする小中学校の職員 等

2-4. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※2-10の就学案内の家庭送付を除く。

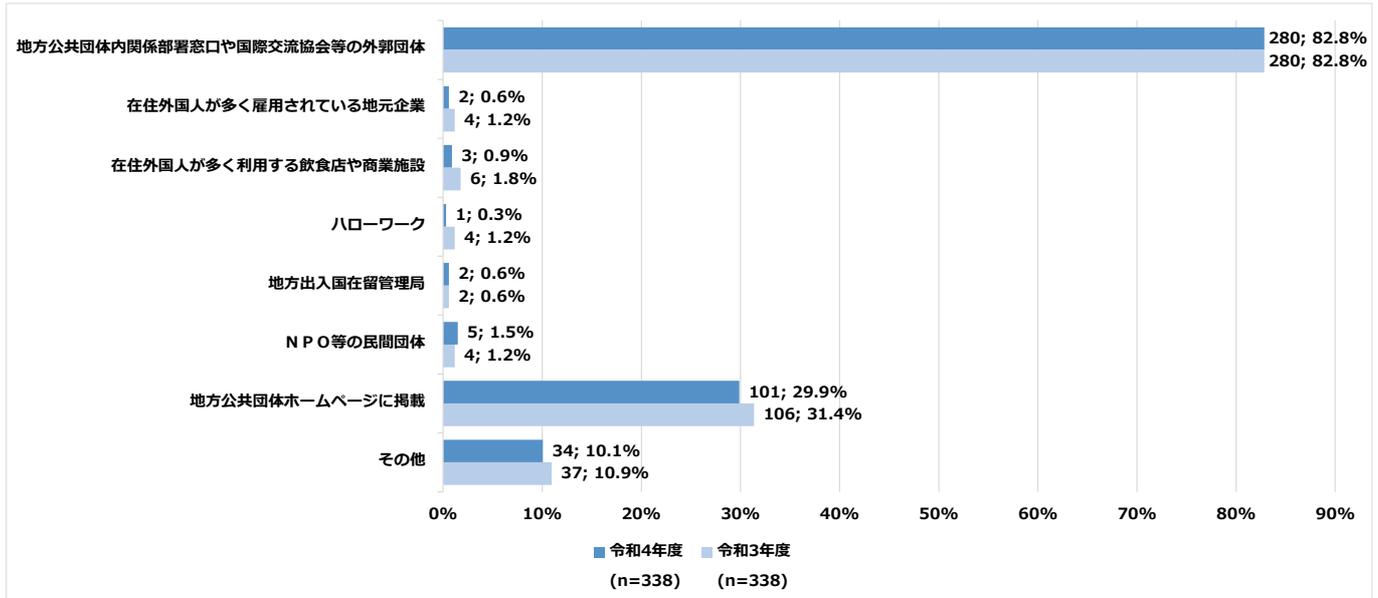
		総数(n)	行っている	行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比(%)	100.0	19.4	80.6
令和3年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比(%)	100.0	19.4	80.6



※()は回答地方公共団体数。

2. 就学促進の取組

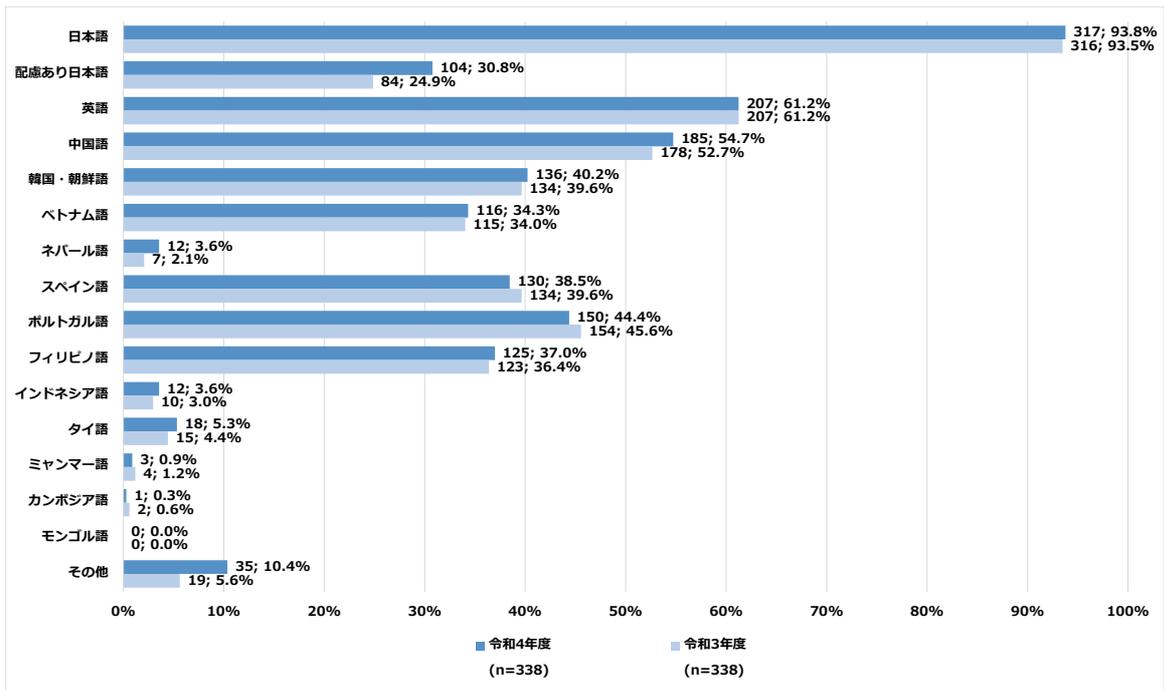
2-5. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先（2-4「行っている」を選択）



※ () は回答地方公共団体数。

「その他」記載例：大学施設の窓口／就学説明会にて配布／就学通知書送付時に合わせて送付／保育園・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校 等

2-6. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語（2-4「行っている」を選択）

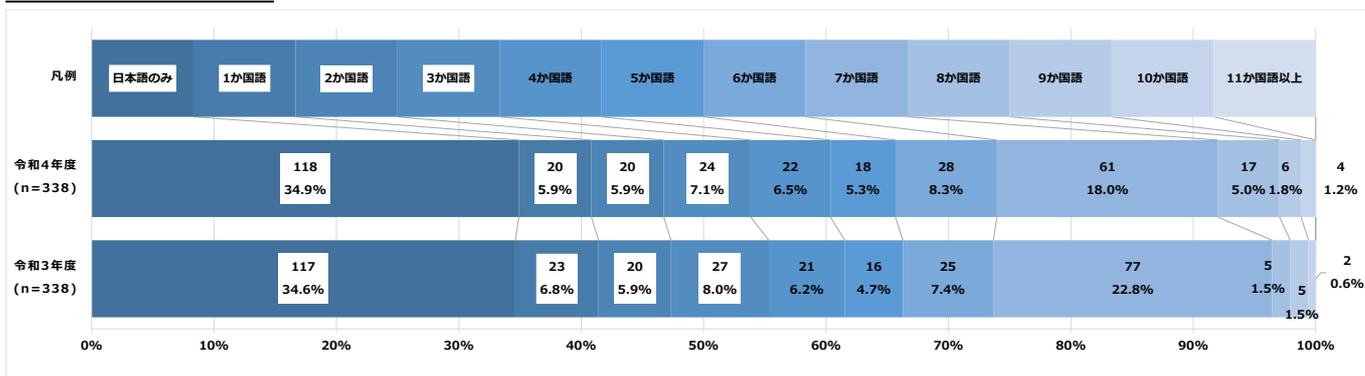


※()は回答地方公共団体数。※配慮あり日本語：日本語ではあるがやさしい日本語、ルビ振りなど、日本語を母語としない者が読みやすいよう何らかの配慮を行っている場合。

「その他」記載例：トルコ語／ロシア語／フランス語／ウクライナ語／ビサイヤ語／アラビア語／ペルシャ語 等

2. 就学促進の取組

<対応言語数の状況>

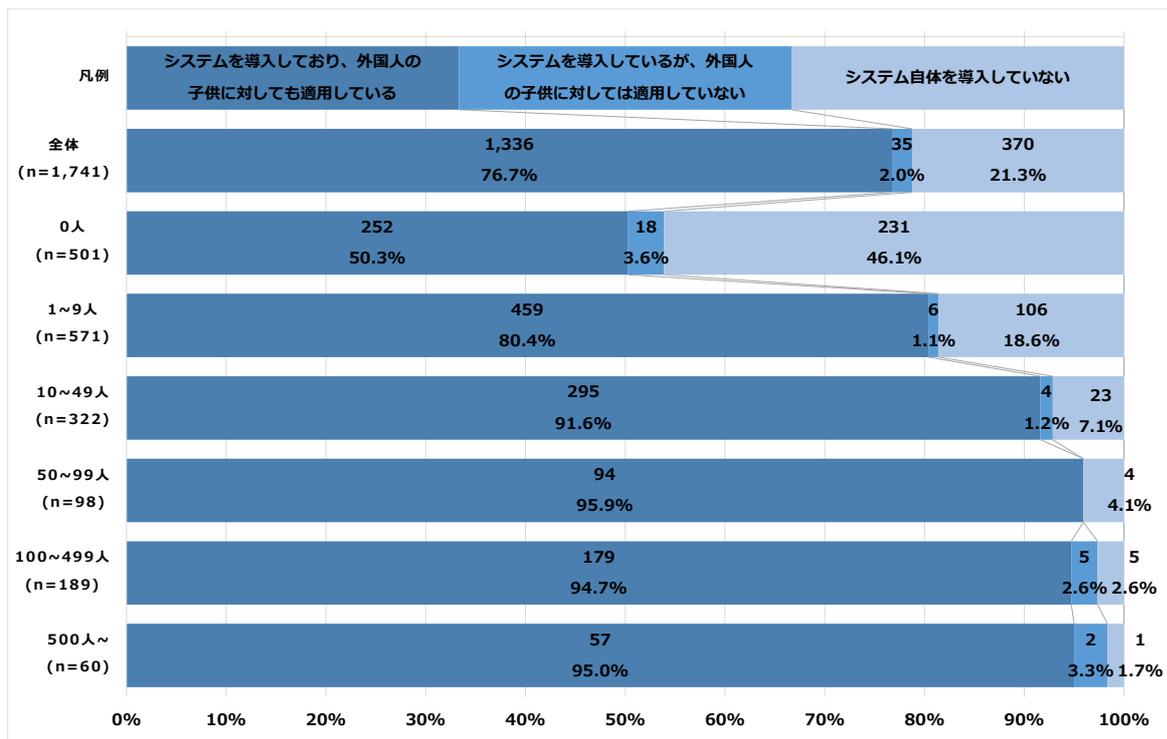


※()は回答地方公共団体数。

※「1か国語」以降は、日本語以外を指す。

2-7. 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況

		総数(n)	システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない	システム自体を導入していない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,336	35	370
	構成比(%)	100.0	76.7	2.0	21.3
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,317	40	384
	構成比(%)	100.0	75.6	2.3	22.1

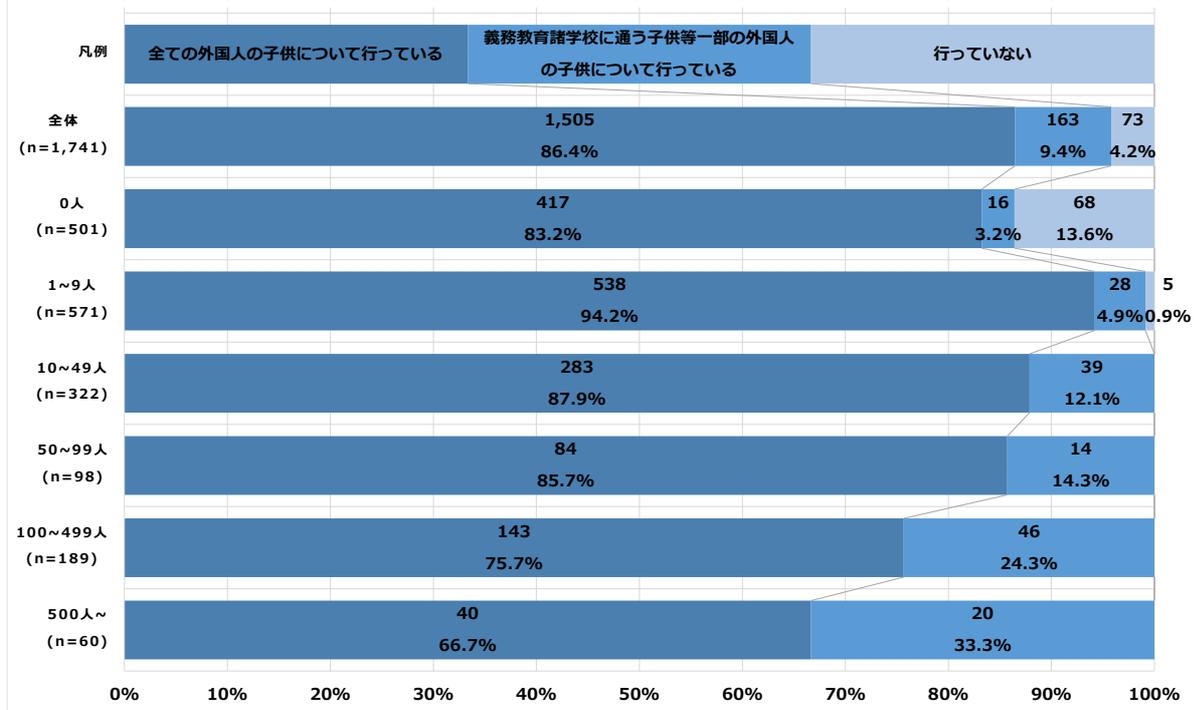


※()は回答地方公共団体数。

2. 就学促進の取組

2-8. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況

		総数(n)	全ての外国人の子供について行っている	義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている	行っていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,505	163	73
	構成比(%)	100.0	86.4	9.4	4.2
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,481	193	67
	構成比(%)	100.0	85.1	11.1	3.8



※()は回答地方公共団体数。

2-9. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができていない理由

一部回答抜粋：

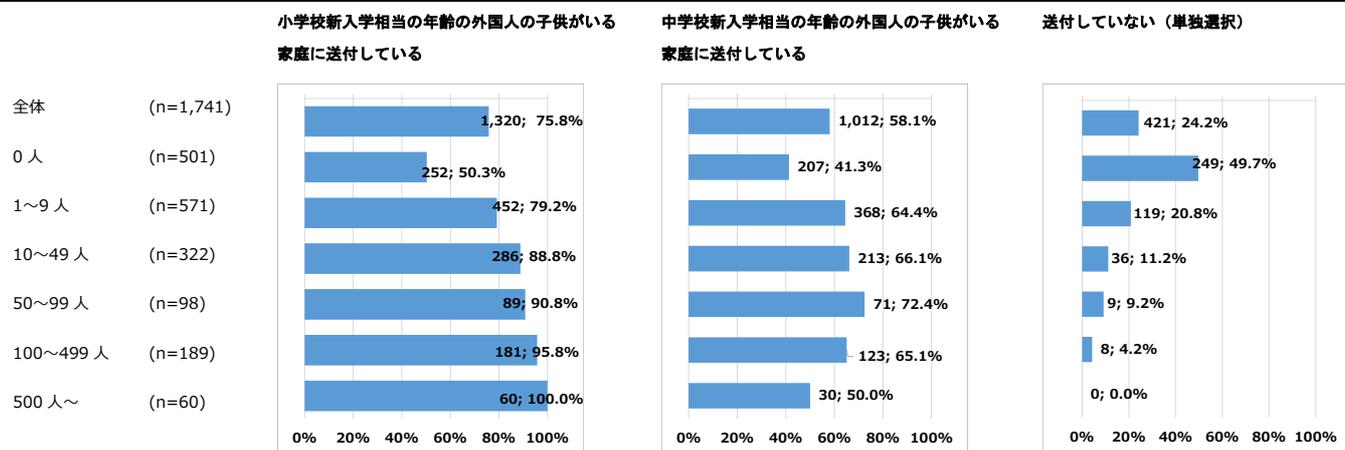
- ・ 対象となる外国人の子どもがいない。
- ・ 学齢簿を作成し、就学に関する案内を送付しているが、返答がない場合、就学希望無しとして、処理するため。
- ・ 就学案内の送付や家庭訪問を行っても反応がない家庭の子どもについては学齢簿は作成せず、別のデータで管理をしている。
- ・ 転入時や学齢に達した時に就学に関する案内を実施しているが、義務教育には該当しないため、就学の意思がない場合には追跡調査を実施していなかった。
- ・ 就学状況が不明な外国籍児童の保護者に対しては、調査票の配布や教育委員会への連絡を呼びかけているが、保護者から回答を得られない場合もあり、すべての外国人の子どもについて管理することが困難なため。
- ・ 義務教育諸学校以外に就学した場合、その後の就学状況の把握が困難であるため。
- ・ 市外等から外国籍の方が転入してきた際に、就学の希望がある場合は担当課が教育委員会へ案内を行っているが、希望がない場合等は教育委員会へ繋がらず、すべての情報を把握することができないため。
- ・ 居住実態と住民票の不一致があるなど、全ての外国籍の子どもについて把握することは困難と考えるため。
- ・ 就学時健康診断時に外国人の子供について把握し、就学について案内しているが、就学手続きをしなかった子供について管理できない場合がある。
- ・ 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入することは出来ているが、義務教育学校以外の外国人の子供について転居先(外国)の就学状況については把握できないため。
- ・ 外国籍の子供については、就学状況の把握に努めているが、連絡がつかないなどの理由により就学状況が不明の子供がいる。
- ・ 転入手続き後、住民登録窓口において教育委員会への案内をしてもらっているが、まわってこない方もいる。入学時期に合わせて就学案内通知を送付するが、返答がない方もいる。

等

2. 就学促進の取組

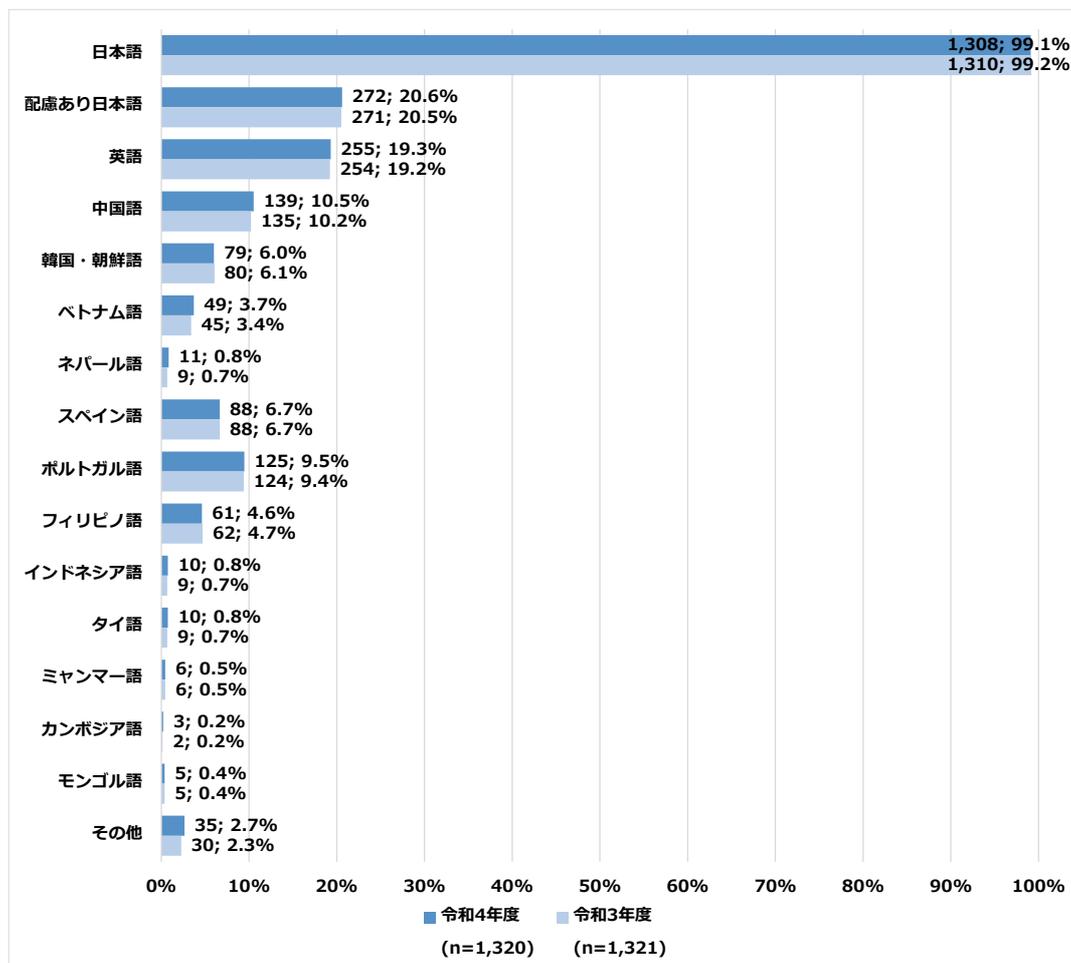
2-10. 就学案内の送付状況

		総数(n)	小学校新入学相当の年齢 の外国人の子供がいる家 庭に送付している	中学校新入学相当の年齢 の外国人の子供がいる家 庭に送付している	送付していない (単独選択)
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,320	1,012	421
	構成比(%)	100.0	75.8	58.1	24.2
令和3年度	地方公共団体数	1,741	1,320	1,026	420
	構成比(%)	100.0	75.8	58.9	24.1



※ () は回答地方公共団体数。

2-11. (就学案内を送付している場合) 就学案内の言語 (2-10で「送付している」を選択)

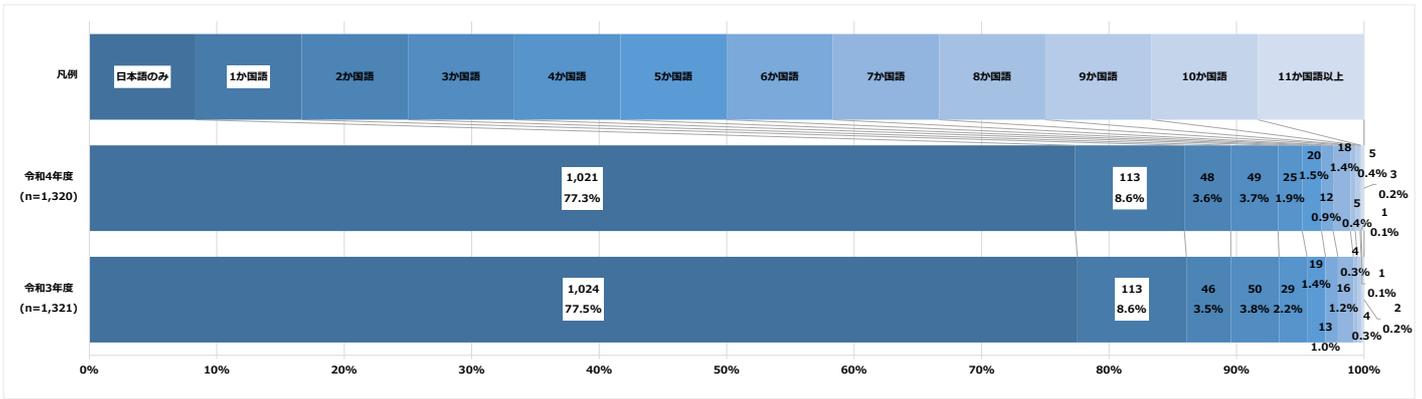


※配慮あり日本語：日本語ではあるがやさしい日本語、ルビ振りなど、日本語を母語としない者が読みやすいよう何らかの配慮を行っている場合。

「その他」記載例：翻訳機を使用し対応／家庭状況に合わせ検討する 等

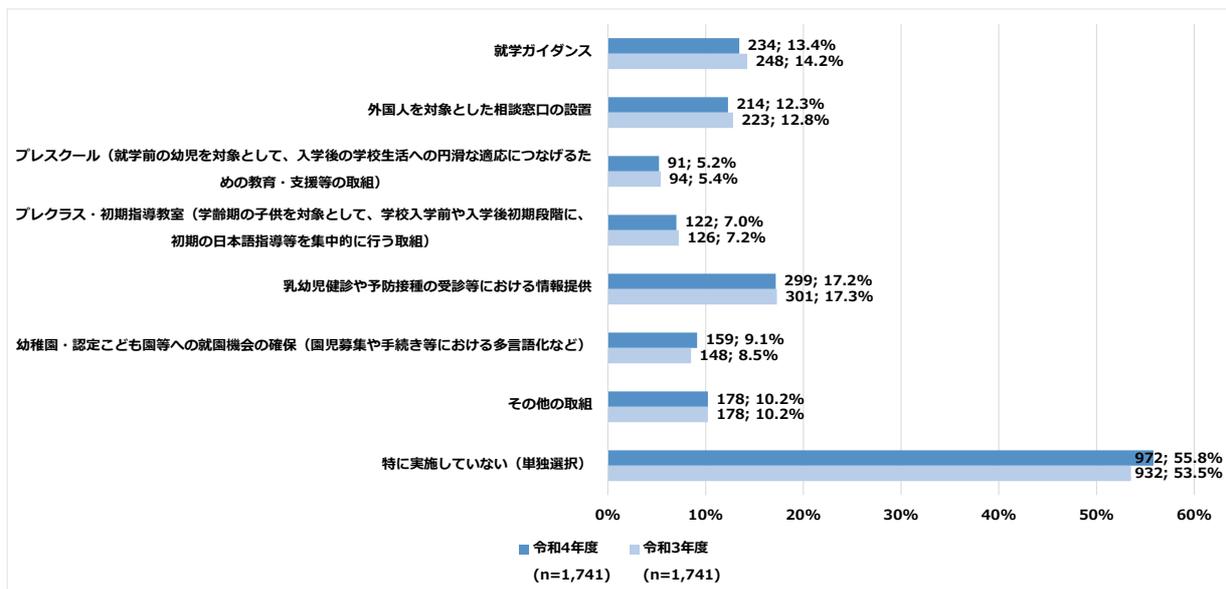
2. 就学促進の取組

<対応言語数の状況>



※()は回答地方公共団体数。

2-12. 外国人の就学促進に係る支援の実施状況



※()は回答地方公共団体数。

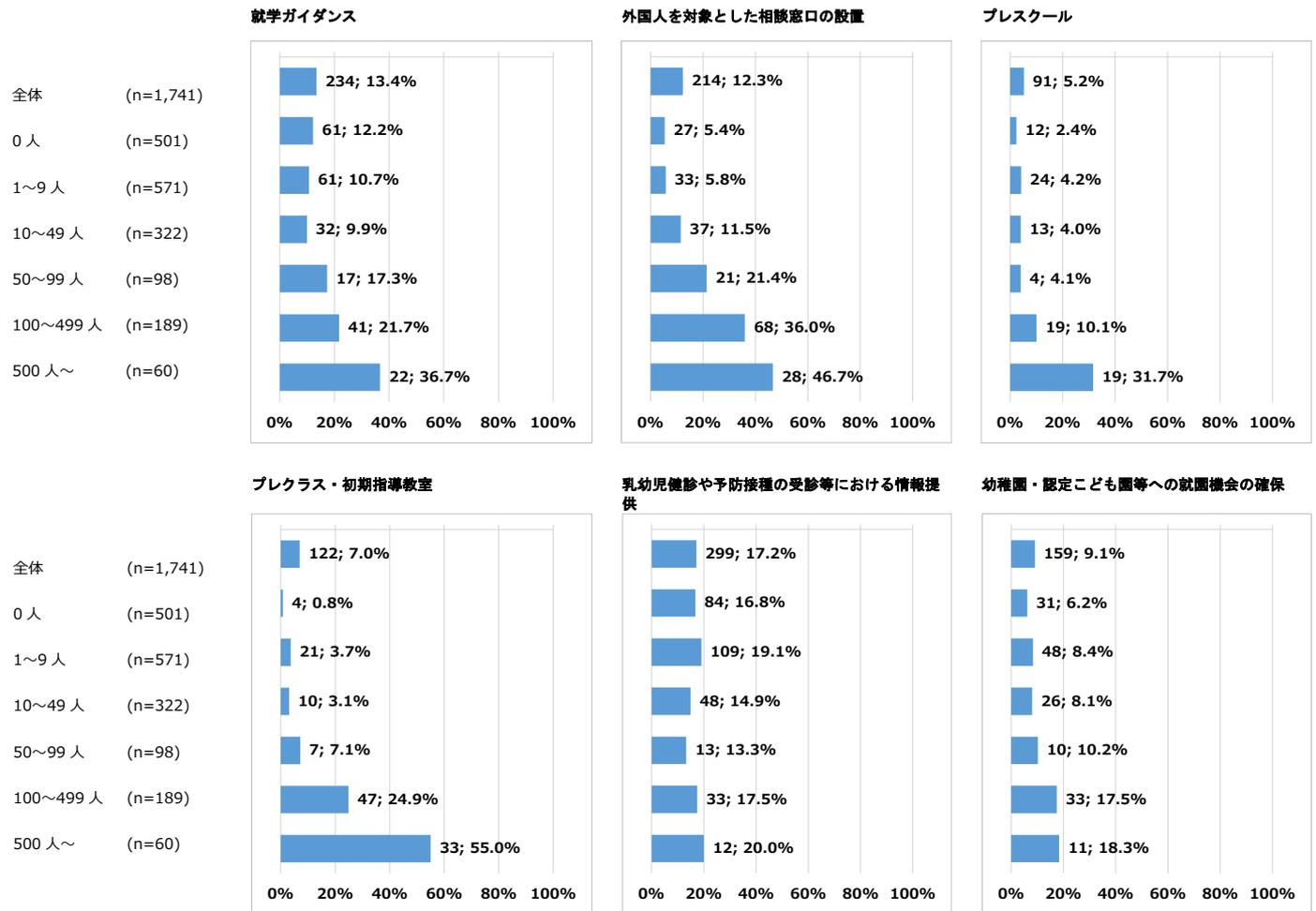
「その他」記載例：

- ・ 外国人対応支援員の配置
 - ・ 教育委員会・学校・保護者による就学に関する相談会の開催
 - ・ 広報誌やホームページの利用
 - ・ 日本語指導コーディネーターによる巡回指導
 - ・ 日本語が理解できない児童生徒を支援する通訳ボランティアを派遣する。
 - ・ 市立小学校・中学校へ指導員を派遣し、外国籍や帰国により日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して日本語や学校生活の適応を図るために適応教室（日本語指導）を実施している。
 - ・ 日本語がわからない児童については支援員（通訳の先生）を配置して、学習面でのサポートをしている。また、保育園での巡回相談の中で、支援が必要なケースを把握し、入学予定の小学校につないでいる。
 - ・ 就学時健診用文書を多言語化し、個別に案内している。
 - ・ 外国人児童生徒の状況を踏まえ、希望する小中学校に同 NPO 法人による日本語指導ボランティアを派遣し、日本語習得を支援している。また、必要に応じて保護者面談の際に NPO 法人に通訳の派遣を依頼している。
 - ・ 日本語能力が不十分であり、個別に支援が必要であると判断された児童生徒が在籍する学校に外国人語学補助員を配置している。
- 等

2. 就学促進の取組

<外国人の子供の人数規模別>

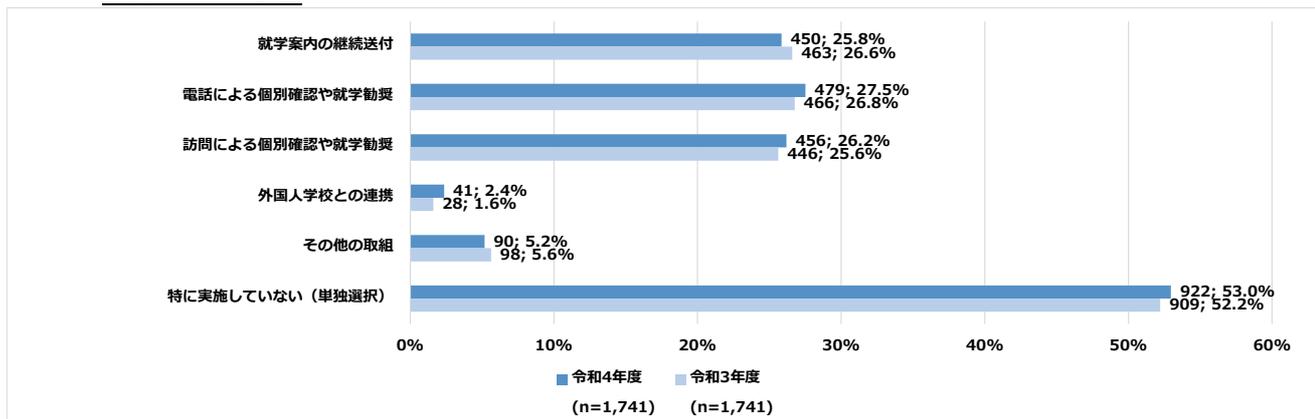
※「その他」「特に実施していない」は省略



※ () は回答地方公共団体数。

2-13. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

(1) 実施している取組

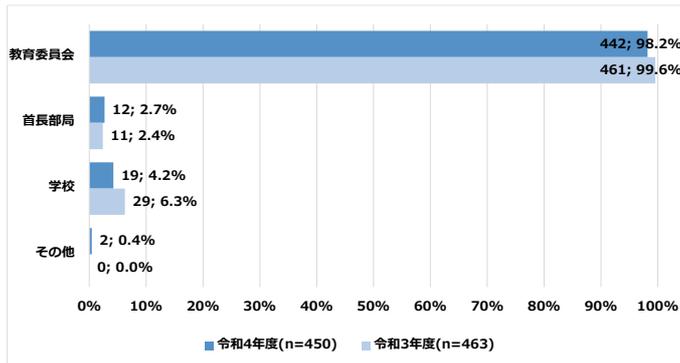


※ () は回答地方公共団体数。

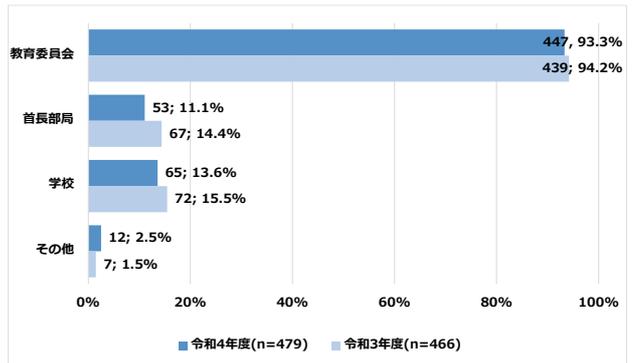
2. 就学促進の取組

(2) 取組の実施主体

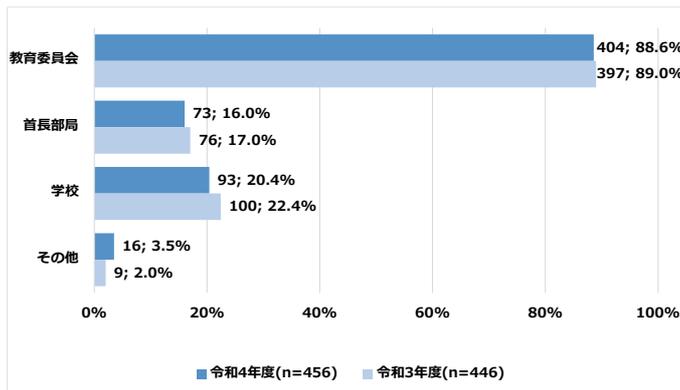
● 就学案内の継続送付



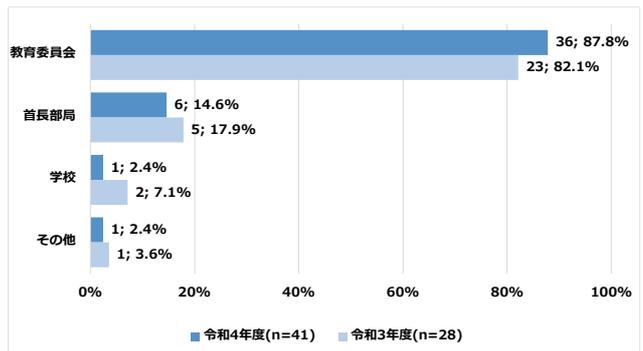
● 電話による個別確認や就学推奨



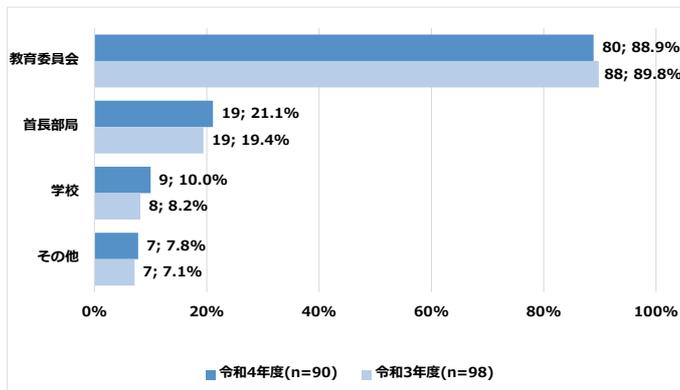
● 訪問による個別確認や就学推奨



● 外国人学校との連携



● その他の取組



※ () は回答地方公共団体数。

2-14. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組内容(その他の取組)

一部回答抜粋：

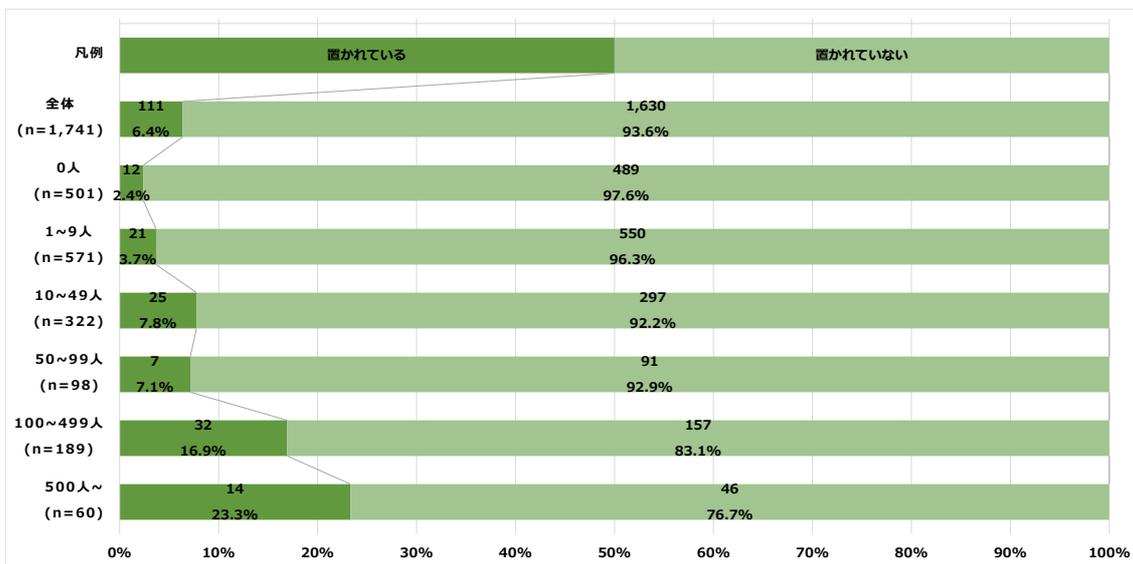
- ・ 外国籍児童生徒適応指導教室指導員による外国人ネットワークを利用した聞き取り調査
 - ・ 幼稚園・保育園への聞き取り調査
 - ・ 未就学児及び保護者に対する体験授業や入学説明会の実施
 - ・ 子供の予防接種や検診を実施している担当課の地区担当保健師への聞き取り
 - ・ できるだけ多くの児童生徒の進学情報の収集及び就学の機会を確保するため、新入学児童生徒を対象に就学案内の継続送付や出入国記録の調査等を行っている。
 - ・ 小学校、中学校就学時に就学意思の確認がとれない者については自宅訪問等を行い、全件確認をしている。それでも確認がとれないものについては、関係課に情報提供をし、調査を依頼している。
 - ・ 市立小中学校等への就学手続きを行わない外国人を対象とした郵送によるアンケート調査を実施している。無回答の場合は個別訪問を行う。
- 等

3. 各種規定の整備

3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

※教育委員会の事務分掌に関する規則における、「外国人の子供の教育」に関する規定の設置状況

		総数(n)	置かれている	置かれていない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	111	1,630
	構成比(%)	100.0	6.4	93.6
令和3年度	地方公共団体数	1,741	106	1,635
	構成比(%)	100.0	6.1	93.9

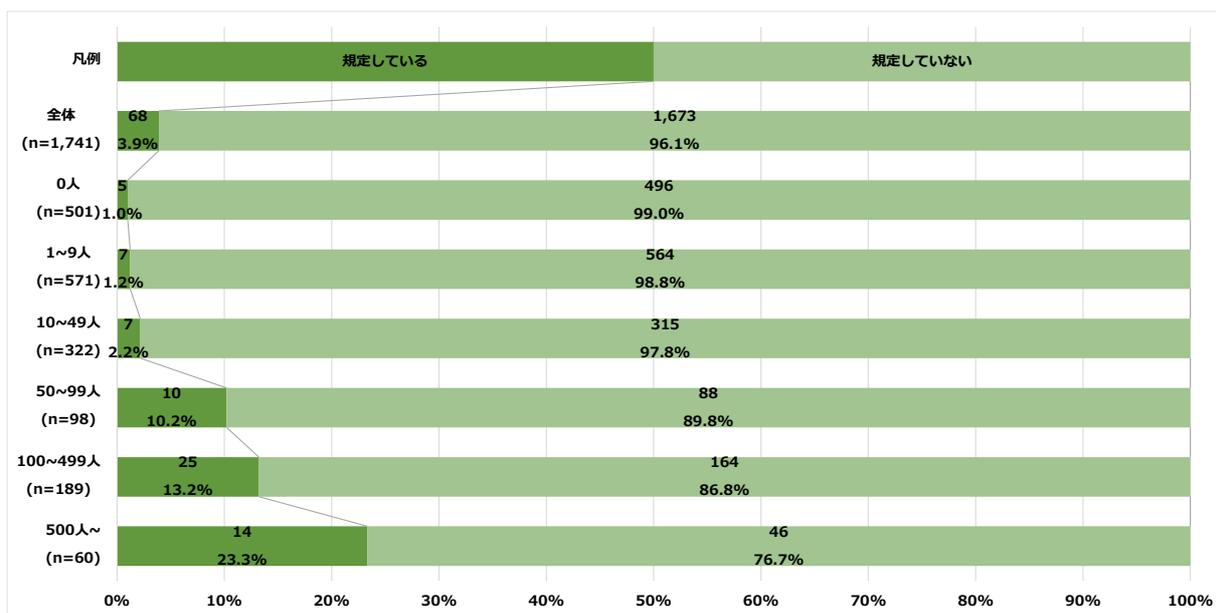


※()は回答地方公共団体数。

3-2. 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

※地方公共団体の規則、内部規定等における、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等についての規定状況

		総数(n)	規定している	規定していない
令和4年度	地方公共団体数	1,741	68	1,673
	構成比(%)	100.0	3.9	96.1
令和3年度	地方公共団体数	1,741	72	1,669
	構成比(%)	100.0	4.1	95.9



※()は回答地方公共団体数。

4. 自由記述

4-1. 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

※一部回答を抜粋して掲載

(1) 就学状況の把握に関する取組例

(部署間連携)

- ・ 子育て支援課との連携により、外国人家庭の情報共有を行っている。
- ・ 住民登録情報を扱う部署と連携し、早期に個別に説明・対応することで、スムーズな就学につながられている。

(システム化)

- ・ システムにより住民情報が自動共有されるため、外国人の子供の転入があったときに追跡しやすい。不就学の子供については、案内の送付や訪問等により引き続き対応していく。
- ・ 学齢簿システムが住民基本台帳システムと連携しているので、学齢期の外国人の転出入等の異動については、把握できるため、案内しやすい。

(2) 学校における外国人児童生徒等の受入れに関する取組例

(初期指導教室の設置)

- ・ 来日して間もないなどの理由で、日本語指導が必要な児童生徒を対象にした初期指導教室を設置している。そのため、その初期指導教室を頼りに転居する外国人も少なくない。
- ・ 日本語が不慣れな児童が小学校の生活になじむための初期指導として放課後に日本語指導を昨年度より実施している。
- ・ 令和2年度に開設した「初期指導教室」は、日本語初期指導と日本の学校生活への適応指導の両方を行うことができるとともに、保護者の学校教育への理解促進にもつながっている。
- ・ 入国間もない児童生徒が、就学する前に日本語初期指導教室に通うことにより、日本の学校で学ぶための準備ができています。

(体験入学・プレスクールの実施)

- ・ 未就園の子どもがいる家庭については、教育委員への就学願提出時に、NPO 法人国際交流協会が主体となって開設しているプレスクールへの参加を勧めている。

(言語サポート・個別面談・対応)

- ・ 学習支援員の配置
- ・ 外国語児童支援員、日本語支援ボランティアの活用
- ・ 母語または英語による学習支援
- ・ 新規転入時における就学希望または就学状況の聞き取り（住民票担当部署）
- ・ 外国人に係る生活相談コーナーの設置、日本語指導教員、外国人生徒教育指導講師の配置、母語支援員の雇用
- ・ 多言語対応の就学ガイドブックの作成
- ・ 不就学実態調査時の就学案内
- ・ 国際交流協会による日本語支援ボランティアの実施、市内小中学校への語学指導員の派遣
- ・ 日本語の取得だけでなく、年齢相当の学力に相当しない（達しない）場合や、従前の居所での就学状況を把握することが難しく、就学年の決定に苦慮している。
- ・ 住民基本台帳主管課のデータをもとに就学対象児童生徒の把握すること、保育所・幼稚園等との連携、就学予定校との情報共有、日本人英語指導員等による学校生活・学習サポート、教材の整備など。教育委員会と学校現場、保護者の協力体制の強化が求められる。
- ・ 外国人の子供の転入等について、国際交流協会や市の共生まちづくり課など他の課と情報交換を密に行い、不就学の子供が出ないように取り組んでいる。
- ・ 就学後、日本語指導が必要な児童生徒がいる場合には、該当校において特別の教育課程である「日本語指導」を編成し、指導体制を整え指導に当たっている。また、場合によっては、県国際交流協会等の協力団体と連携して支援している。
- ・ 外国人が就学に係る手続きや相談のために窓口を訪れた際、導入された二者通訳サービスを活用し、正確に情報伝達ができるようにする（実際にはまだ就学事務に活用の機会はない）。
- ・ 市内の年長児のほとんどが市内園に在籍しているので、把握・連携しやすく、外国籍園児へも確実に就学にかかる案内ができています。
- ・ 外国人の子供の就学に関して、地区担当保健師や保育園・幼稚園より、保護者や対象児の言語理解の程度を交えた情報提供を受けている。そのため、就学の状況が把握できないということはない。
- ・ 県による日本語講師派遣事業を活用し、日本語能力が十分ではない児童生徒に対し集団生活をする中で不便さを感じない程度の日本語を習得できるよう学校生活や学習活動の支援や、外国人児童生徒や保護者との意思疎通を図るため、長く本町に在住されている外国出身の方々の協力を得られる体制づくりを進めるなど環境整備に努め不就学を防ぐ。
- ・ 就学児童の情報を市保育幼稚園課と共有するとともに、県国際交流協会とも連携を図り情報収集を行うようにしている。
- ・ 翻訳機を購入したり、タブレットに翻訳アプリをダウンロードしたりして、転入時の諸手続きや、保護者と学校、子供と教員、子供同士におけるスムーズな意思疎通の

4. 自由記述

ために活用している。

- ・ 住民登録を扱う部署と連携しながら就学事務を進めていることで、外国人児童生徒の着実な就学ができています。
- ・ 住民登録の際、学齢児童生徒がいる世帯に対し、教育委員会にて手続きの有無を確認するよう案内している。
- ・ 外国人児童生徒数の増加に伴い、日本語指導員の確保をする必要がある。
- ・ 国内滞在中に小・中学校への通学体験の希望があった際は、学校と連携のうえ、積極的に対応している。
- ・ 対応すべき国籍が多様になっており、通訳等の確保が難しくコミュニケーションが困難な場合がある。
- ・ 日本語が理解できない状態で転入した外国にルーツをもつ児童生徒が、学校生活に適応し、円滑にコミュニケーションがとれる環境を整備するため、市独自で通訳者を配置している。
- ・ タブレットを利用して、適応支援を行なっている。
- ・ 不就学児童生徒の訪問や手紙による就学案内を行なっている。
- ・ 外国人児童生徒支援の先生が少ない中、日本語があまりわからない児童生徒に対し、ポケットクを活用することで少しは担任や学年の先生とコミュニケーションをとることができている。
- ・ 首長部局と教育委員会との情報共有等の連携により、切れ目のない就学支援を実施することができている。
- ・ 学齢児童生徒の就学促進について、保護者の多くが勤務する企業と定期的に情報交換会を実施し、就学について理解と協力を得ている。
- ・ 未就学児に対する行政サービス提供時等、保護者へ就学に関する情報の提供を検討する。就学状況等が不明の外国籍児童生徒の情報の把握について、民生委員に協力を依頼し、地域との連携を図ることとしている。
- ・ 不就学児童生徒のいる家庭へ訪問し、就学を勧める。
- ・ プレクラス（虹の架け橋）に通ってから地域の小中学校へ転入となるよう支援している。そのため、子供達がある程度日本語を理解し行動できるようになっていて滑らかな接続につながっている。
- ・ 住民登録手続きの際に必ず当課窓口を案内してもらうことにより、就学状況を把握している。
- ・ 就学予定外国人児童保護者対象説明会の実施と多言語進学ガイダンスの実施は効果を実感している。
- ・ 外国人の子供の就学等については、市民課やこども未来課と情報共有し、対応に当たっている。今後も引き続き連携し、外国人の子供の教育の充実を図っていく。
- ・ 就学までのステップとして、市の教育相談センターと連携して、学校生活への不安を取り除くための準備期間を設け個別に対応している。就学後も、市費で支援員を雇用するなど、日々の学校生活での困難を少しでも取り除くための支援をしている。
- ・ 外国人の子供が多く在籍する学校に外国人支援員を配置することで、日本語に不慣れな子供や保護者が学校の説明等を理解しやすくなり、日本の公立学校に就学することへの安心感につながっている。
- ・ 小学校新入学の就学事務の際は、対象のすべての外国籍世帯に就学希望の有無を確認することで、手続き漏れを防止できている。
- ・ 小学校新入学の外国籍児童の保護者に対する就学説明会を行うことにより、入学後のミスマッチを防止できるとともに、就学手続きがスムーズになっている。
- ・ 就学先を適時確認するとともに、多文化共生センターとの連携による対応が重要であると考えている。
- ・ 日本人外国人の区別なく、就学時の案内を出しており、Q16 システムは導入してはいないが、住民係から就学相当の年齢の外国人の異動があった際は、必ず連絡がきて、対応することになっており、連携がとれている。
- ・ 就学状況が不明または不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学のための取組について「特に実施していない」と回答したのは、外国人の子供について、就学前から実態把握ができていたため。
- ・ 市の担当課が通訳等の支援を行うことで、学校と保護者の連携がスムーズに行え、子どもたちの就学につながっている。
- ・ 入学を迎える児童・生徒の保護者へ就学に関する通知をすることにより、就学を促すことにつながっている。
- ・ 就学希望の際に言語面で不安があるご家庭に関しては、大学などと協力し、日本語指導補助員や母語・支援員などの紹介を行っている。※令和3年度からは、スリランカ国籍の児童に対して、大学の日本語教師や JICA スタッフの方に支援していただいている。
- ・ 令和2年7月に文部科学省から示された「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の方法が示されたことにより、就学状況が不明だった外国籍児童生徒の所在を円滑に把握できるようになった。
- ・ 就学にかかる費用負担の軽減（リサイクル制服、ランドセルや学用品の貸与、就学援助の案内）をしている。
- ・ 何度か面会して、保護者の不安や就学に関する疑問等、翻訳できる方をできる限り介して話したり、学校を見学し、実際に説明してもらったりすることで就学につながっている。
- ・ 現在は就学年齢の児童・生徒の両親ともに外国籍の世帯はないが、そうしたケースも想定しておく必要があると思われる。
- ・ 保護者からの問い合わせや、転入等があった際には、相手に伝わるように丁寧に説明している。

等